

2024年
保存版

羽生市 空き家の手引き

～「わが家」のエンディングノート～

考えよう空き家対策
手に入れよう3つの安心！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

羽生市×株式会社サイネックス



最近、羽生市でも空き家が
問題になっているんだって

どんなことに気をつければ
こうならなかったのかな？
これから出来ることも
あるのかな？

もくじ 【 Contents 】

UD
FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



- 「空き家」が大きな社会問題になっています 2
 - 空き家について考えてみましょう! 4
 - わが家の将来を考えよう 6
 - 相続登記が義務化されました .. 8
 - 家や土地の情報について調べる場合には 9
 - 空き家は身近な問題です 10
 - 空き家を管理できない場合には 11
 - 売却のこと 12
 - 賃貸のこと 13
 - 解体のこと 14
 - 空き家・空き地バンク 15
 - 各種無料相談 16
- 「わが家」のエンディングノートを
作成してみよう
1. わたしのこと 17
 2. 家系図 18
 3. 「わが家」のこと 19
 4. わたしの希望 20

羽生市 空き家の手引き ~「わが家」のエンディングノート~

令和6年9月発行

発行

羽生市 / 株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 埼玉北支店
〒360-0031 埼玉県熊谷市末広3-12-10
TEL.048-525-1446

※掲載している広告は、令和6年8月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〈 告 告 〉

空き家の庭木伐採、処分・家財の片付け・解体工事 承ります

有限会社 新生興産

産業廃棄物中間処理施設
産業・一般廃棄物収集運搬業
緑のリサイクル業・再生資源
土木・舗装工事 解体工事業



本社 羽生市大字砂山366-2

TEL: 048-561-4499



木くずリサイクル工場 羽生市止手字林1380-3

TEL: 048-594-9148

01 「空き家」が大きな社会問題になっています

空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

羽生市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「羽生市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、固定資産税が最大6倍になる!?

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

(広告)

土地建物販売 土地建物買取 賃貸住宅 賃貸アパート 仲介業務
のご相談はおまかせください!



買う 売る 借りる

有限会社中嶋設計

羽生市東7-1-27 TEL 048-561-8755 FAX 048-561-8513
(営業時間) 月曜~土曜 9:00 ~ 18:00 (定休日) 日曜・祝日


空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認




〈 広告 〉


屋根のお困りごと、お気軽にご相談ください




●屋根葺き替え




●補修



●雨漏り修理



●新築



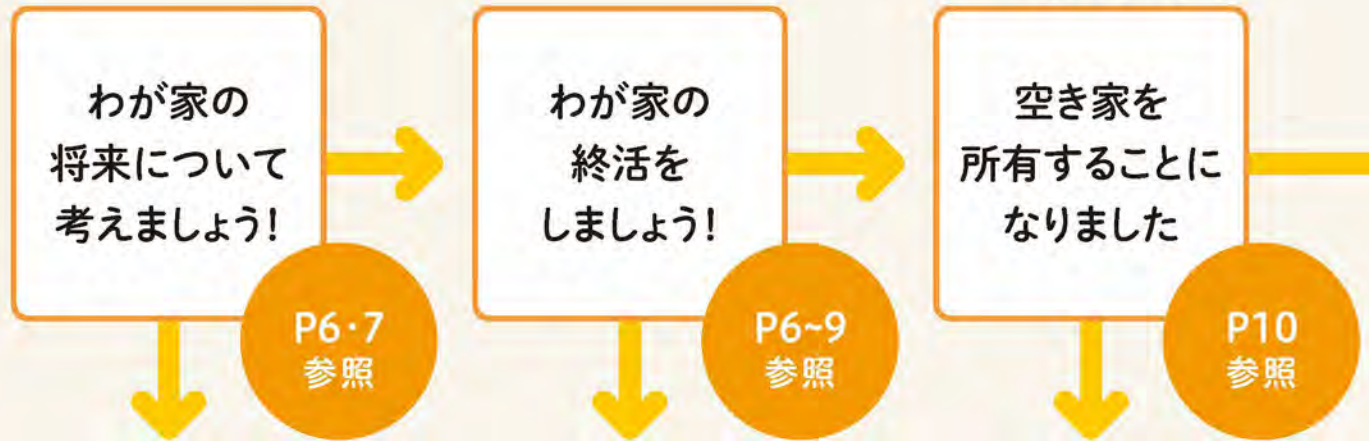
大丸製瓦株式会社

大谷

羽生市下新田294 TEL048-561-2013

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか?



次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかななどを
明確にしておくことで、残され
た家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

事前準備を
しましょう!

家族で話し合いをしたり、
専門家に相談したり、相続に
関わる登記等について理解を
深めることが重要です。
エンディングノート(P17
~)も作成してみましょう。

空き家の
所有者には管理責任が
あります!

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、
衛生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

〈 広告 〉

空き家のこれから...ご相談ください。と一緒に未来を描きましょう!

税金対策として...

相続対策として...

収入源として...



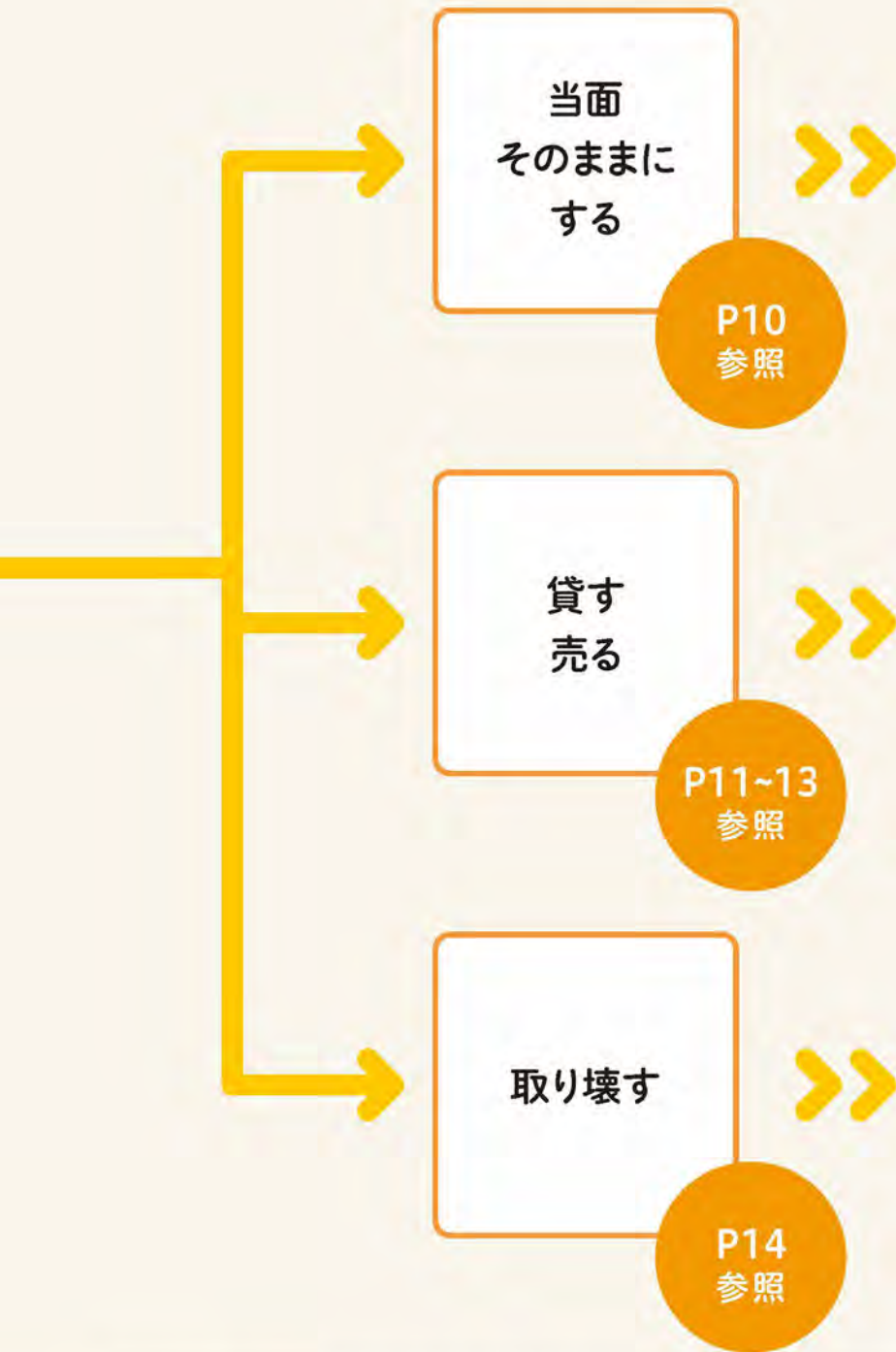
空き家を資産活用!
第3の年金として生まれ変わらせましょう

KI HOME.s

土地資産運用部
リフォーム部
LPガス事業部
定期清掃



久喜市南栗橋 3-7-8 TEL0480-30-6086



適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう!

空き家・空き地バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。

併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



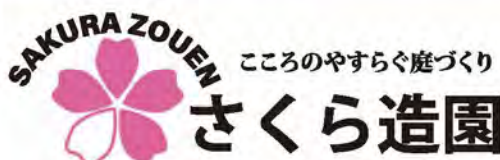
〈 広 告 〉

空き家の管理、困っていませんか?



家・庭・空き地を一括管理!

・雑草、枝木の越境 ・不法投棄 ・郵便物、DMの散乱など



一度ご相談ください!

携帯(直通)090-1431-0994

加須市下三俣1694-1
sakurazouen2014.com



あなたにもできるわが家の終活

＞ どのように次世代に引き継ぐか考えよう

空き家になる理由のトップは相続です。お持ちの不動産を整理されていない状態で引き継ぐと、整理、管理、それにかかる時間、コストなどご家族の負担になる可能性があります。スムーズに引き継ぐためには、“家の終活”も必要です。

＞ 現在の登記を確認しよう

登記とは、土地や建物の権利を公の帳簿（登記簿）に記載することで、所有者などを証明する重要な手段です。土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていたり、登記がされていないことがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用（売却など）が難しくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



＞ 元気なうちに家族で話し合っておこう

今は元気でも、急に入院したり、判断能力に自信がなくなってしまうこともあります。元気なうちに家族と話し合い、親が住まなくなった後の家をどうするか等の方針を決めておきましょう。方針が決まっていないと、いろいろな思い出の詰まった家を売却や賃貸にだすことのためにためらいが生じて、結果的に空き家になってしまうケースがあります。



＞ 困ったときは専門家に相談しよう

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

羽生市では、税務相談、法律相談、司法書士相談、行政書士相談、空き家・空き地個別相談会など専門家を招いて無料相談会を開催しています（開催日時は広報はにゅうをご覧ください）。



〈広告〉

相続・遺言・贈与・成年後見 などでお困りでしたらぜひご相談ください（初回相談無料）



藤倉司法書士事務所

Fujikura Shoho-Shoshi Lawyer's Office

司法書士・1級ファイナンシャルプランニング技能士・行政書士 藤倉雅行

羽生市中央2-1-7 田中ビル302
 （NTTそば。駐車場・エレベーターあり）
 営業時間：9:00～18:00 定休日：土日祝
 （時間外もできる限り対応致します）

☎ 048-560-3192

※お電話が繋がらない場合はお手数ですが
 メールでお問合せください

✉ info@office-fujikura.jp



事務所HP

意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります 		<ul style="list-style-type: none"> ●無効になりにくい ●紛失などのリスクがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●文意不明等で無効になることがある ●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある 		<ul style="list-style-type: none"> ●費用・手間がかかる ●証人が2人必要

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

check!

自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合はホームページをご確認下さい。



〈広告〉



気軽に相談 確かな手続き あなたの街の法律家
埼玉県行政書士会 埼玉北支部



ホームページ



当会では、毎月無料相談会を実施しております

相談会場・スケジュールについては

広報はにゅう・当会ホームページでご確認ください!

スケジュール



お問い合わせ 埼玉北支部(担当 川島) 羽生市東6-9-1 TEL 048-580-7391

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

＞ 相続登記とは

相続登記とは、不動産(土地・建物)を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合に、不動産(土地・建物)の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。法務局に申請する必要があります。

＞ 相続登記の義務化とは?

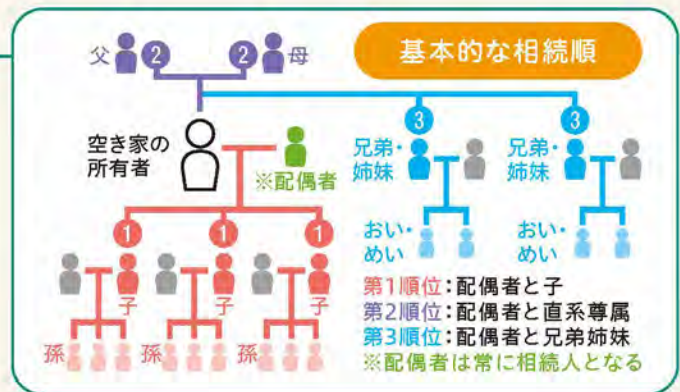
相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割により不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内、登記をする必要があります。

＞ 義務化はいつから?

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。また、令和6年4月1日以前に相続した不動産で相続登記がされていないものも、義務化の対象です(3年間の猶予があります)。

＞ 法定相続について

基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。



相続登記の申請義務化特設ページ(法務省)

詳しい手続きはホームページをご確認ください。



(広告)

思いを形に遺言・後見・遺産整理

相続・贈与 会社設立 登記全般



司法書士 行政書士 土地家屋調査士業務

測量全般 農地転用 開発申請



埼玉県羽生市東6-18-3

お気軽にご相談下さい

ビジネス・暮らしに…確かな手続き ☎ 048-560-5510

羽生測量設計株式会社 中澤・諏訪・谷 司法書士・行政書士 土地家屋調査士 登記・法務・総合事務所

どのような不動産を所有しているか確認しましょう

書類で確認ができます

不動産(土地・建物)については、法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)や市町村から通知される固定資産税の納税通知書で確認できます。

複数人で所有(共有)している場合は、自分の持ち分(所有割合)や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合には、契約書の有無、登記の有無についても確認しましょう。



確認に必要な資料の一例

目的	必要な書類	問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	登記事項証明書 地図、地積測量図 登記識別情報通知書 登記済証(権利証)	お近くの法務局 さいたま地方法務局久喜支局 埼玉県久喜市本町4-5-28 電話:0480-21-0215
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している 全ての土地・建物を知りたい	固定資産税の納税通知書 固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課 (羽生市内の不動産の場合) 羽生市役所税務課 電話:048-561-1121(代表)

※証明書の発行、資料の閲覧には手数料がかかります。

〈広告〉

ほにゅう もくせいほうりつ じむしょ

羽生木犀法律事務所

すぎおみ さちえ
弁護士 杉臣幸恵 (埼玉弁護士会所属)

一人で悩まず専門家に相談を...

遺言・相続

債務整理

交通事故

離婚

文書作成・法律相談

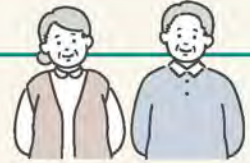
羽生市中央3-1-19 クロスビル2F(駐車場有) **TEL 050-8887-6711**

06 空き家は身近な問題です

空き家の管理は所有者の責任です

＞ 空き家は様々な理由で発生します

今は空き家でなくても、住んでいる方の入院や転居、施設入所等をきっかけに将来空き家になってしまうことがあります。空き家問題は自分のこととしてとらえることが大切です。



＞ 空き家の放置は危険です!!

空き家はあくまで個人の財産です。空き家の管理不全が原因で通行人がケガをしたり、近隣に損害を与えた場合、民法の規定により所有者は損害賠償を請求される可能性があります。また、放置された空き家は、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしてしまいます。



＞ 適切な空き家の管理に必要なこと

- 定期的な通風、換気、通水、掃除を行う必要があります。月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。空き巣被害や動物(アライグマ・ハクビシン等)の侵入もうけやすいので注意しましょう。
- 必要なこと 窓の開放、各蛇口の通水、室内の清掃、建物の痛み確認、ポストに投函された配布物の整理、敷地の草取り、越境している枝やつるの剪定、庭木の剪定、害虫(アメリカシロヒトリ等)の防除等。



＞ 管理を頼むことはできるの?

有料になりますが、空き家の見回りや、管理業務を行う民間企業やNPO法人などを利用する方法があります。また、庭木の剪定などを専門業者を頼むこともできます。羽生市シルバー人材センターでも空き家見回りサービスを行っています。
※業者を選ぶ際は、市や県の窓口にお問い合わせするなど、信頼できる業者に頼みましょう。



(広告)

空き家 年2回 見回りサービス

羽生市内限定

誰も住んでない実家が心配
近所に迷惑かけてないかな?

空き家の管理
支援します!

サービス内容

- 1.家外からの破損等の目視確認
- 2.屋外水栓の通水確認
- 3.雑草繁茂の状態確認
- 4.庭木確認
- 5.郵便受け内確認
- 6.報告書の作成

※敷地内の草刈り、庭木の剪定等には、別途費用がかかります

入会説明会・お仕事の申込・お問い合わせは

60歳からの働き方応援団

(公社)羽生市シルバー人材センター

☎048-563-3680 土・日 祝日はお休みです

埼玉県羽生市南5-19-5

空き家の売却、賃貸を検討しよう

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

▶ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するののも一つの方法です。

▶ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



▶ 売却・賃貸が困難な場合 他の活用方法があります。

● 空き家・空き地バンクの利用を検討しよう

空き家・空き地バンクとは、空き家や空き地を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家と空き地の情報サービスです。羽生市の方だけでなく、全国の人が情報を見ることができます。

● 解体を検討しよう

解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

〈広告〉

空き家の解体工事ならおまかせ!

有限会社
田口工業

一般建設業 埼玉県知事許可(般-6)第28506号
産業廃棄物収集運搬業許可 第184267号



☎(0480)73-4429
FAX(0480)73-5006

加須市下崎530



田口工業 加須

検索

08 売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るのが?

➤ メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



➤ デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑧ 売却

売却代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



空き家や空き地を譲渡した場合は税制優遇があります

- 空き家の譲渡所得の3,000万円控除、● 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

※一定の基準を満たす場合に認められます。また税務署で控除の申告をする前に、それぞれ「被相続人居住用家屋等確認書」、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。申請窓口・問合せ先 羽生市環境課

(広告)

～お手伝いとお役立ち～

羽生市の不動産と空き家のことならお気軽にご相談ください



(株)不動産ひまわり

空き家とは 1年以上誰も住んでいない
もしくは 使用されていない建物のことです。

空き家を減らし街の活性化につなげたい・・・

そんな想いから空き家問題に取り組んでいます。

● 株式会社 不動産ひまわり ●
埼玉県安心空き家管理事業者 第152号
代表 島田 久美子
〒348-0053 埼玉県羽生市南7丁目1-15
営業時間 10:00～18:00 定休日:火・水
Tel 048-577-8918
● Mail shimada@fudousan-himawari.com ●



09 賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの?

▶ メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



▶ デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

1 まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



4 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



2 物件調査(リフォームする場合)

- ▶ リフォームを行わない場合は4へ
- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



5 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



3 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



6 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者にお願いするのか?相談してください



10 解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

▶ メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が必要



▶ デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します



③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡
衣類や家具などの移動や処分



⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体業者が代行される場合もあります)



⑧ 解体

工事完了
現地確認し、工事代金を支払います



⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えましょう。



(広告)

有限会社 藤井工業

産業廃棄物収集運搬業(許可番号01105075303)
一般廃棄物収集運搬業(第5号)一般解体

丁寧な対応で迅速なお見積もり!!
聞くのはタダ!!
お気軽にご相談ください



建物の取り壊しを
お願いできますか?

廃棄物の処分を
お願いできますか?

もちろんです!
お役に立たせて
下さい!



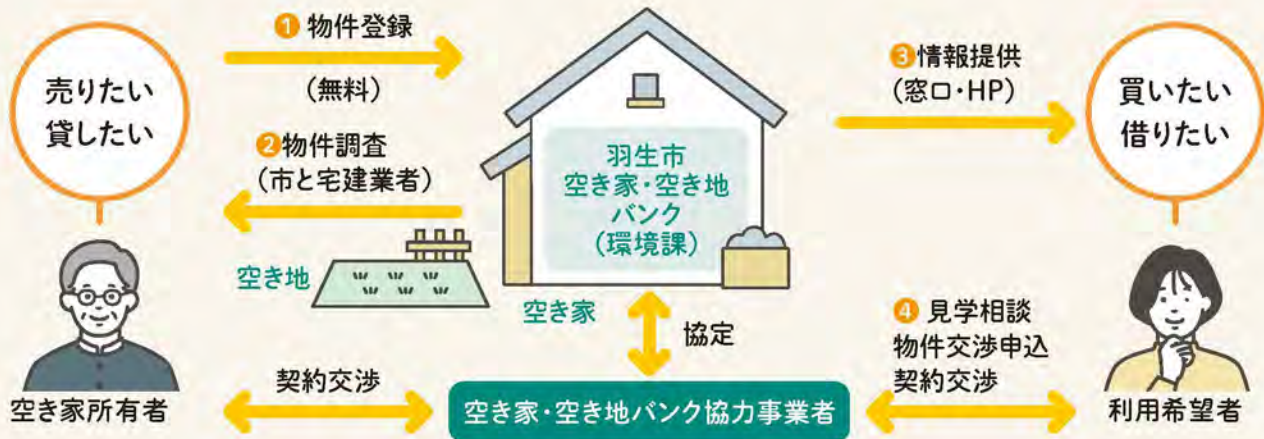
TEL **048-565-3414** FAX **048-565-2411** 羽生市藤井上組692番地



11 空き家・空き地バンク

羽生市空き家・空き地バンクとは

空き家・空き地の所有者から、貸したい、または売りたい物件を登録していただき、羽生市に移住・定住等を希望する方に対し、市内の空き家物件を紹介する制度です。



物件一覧

物件一覧登録が有り次第、随時市ホームページに掲載していきます。



留意事項

市は、住宅物件を集約し、利用希望者へ情報を提供しますが、契約には介入いたしません。

- 住宅の仲介に関しては、市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部羽生地区の会員の不動産業者が、仲介をいたします。
- 契約が成立した場合は、仲介された不動産業者へ法律で定められた仲介手数料を支払うこととなります。
- 交渉及び契約に関するトラブルについては、当事者間で解決いただきます。

留意事項

申し込み手続き・申し込み様式等については、ホームページに掲載してあります。

- 申し込みは郵送でも可能です。登録をお考えの方はご相談ください。

市と協定している協会

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部羽生地区
羽生市中岩瀬1059-2
TEL.048-562-5900 FAX.048-560-3443

問合せ先

羽生市環境課 環境保全係
埼玉県羽生市東6-15
TEL.048-561-1121(内線295)
FAX.048-561-6380





相談名		相談内容	日程・問合せ先 市役所の電話番号048-561-1121 (代表)
1	空き家・ 空き地個別相談会	空き家・空き地の 利用・活用や 相続、解体に ついてなど	年6回 9時～11時30分 6月・7月・9月・10月・12月・2月の日曜開庁日(開催日は 広報にはゆうなどをご覧ください) 要予約(電話も可) 時間 1組30分まで 相談員 司法書士、行政書士、宅地建物取引士、土地家 屋調査士、建築士(開催日により異なります) 問合せ先:環境課 (内線 295)
2	法律相談	法律全般	毎月第2・3・4木曜日 13時～16時50分 要予約(電話も可) 1人30分 問合せ先:市民生活課 (内線 131)
3	司法書士相談	相続登記、 後見制度など	毎月第1水曜日 13時～16時 要予約(電話も可) 1人50分 問合せ先:市民生活課 (内線 131)
4	行政書士・ 土地家屋調査士相談	相続登記、遺言、 測量、境界など	毎月第4火曜日 13時～16時 要予約(電話も可) 当日受付も可 1人60分 問合せ先:市民生活課 (内線 131)
5	税務相談	税全般	毎月5日(土日祝日の場合は翌開庁日) 13時30分～16時 問合せ先:税務課 (内線 117)

〈 広告 〉



信頼・実績・安心の葬儀社

かねか苑葬祭

電話

フリーダイヤル

0120-06-1092

年中無休・24時間対応

おむかえ てんくうに



直営式場 かねか苑天空ホール 羽生
〒348-0052 羽生市 東6-6-4
(市役所 すぐ横) 048-563-2800



直営式場 かねか苑葬祭会館 羽生
〒348-0052 羽生市 東9-7-8
(茶店舗 すぐ横) 048-563-0991



直営式場 かねか苑プラザホール 羽生
〒348-0058 羽生市 中央4-2-23
(カソリンスタンド すぐ横) 048-598-7725



法事会場 副業 赤坂
〒348-0052 羽生市 東6-4-10
(平和公園 すぐ横) 048-562-1660



J A 指定葬儀社 羽生市社会福祉協議会賛助会員

事前相談・館内見学・無料見積り

「わが家」のエンディングノートを作成してみよう

エンディングノートは、遺言のように法的効力を持つものではありません。大切な我が家を次世代に引き継ぐために必要なことを確認したり、ご自身の気持ちを伝えたりするものとして活用してください。
※大切な個人情報ですので、保管場所等管理には十分に注意してください。

1. わたしのこと



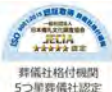
フリガナ			
名 前			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住 所			
本 籍			
電話番号	(自宅)()	—	
	(携帯)		
メールアドレス	(パソコン)		@
	(携帯)		@

〈 広 告 〉

家族の願いを叶える葬儀社



かねか苑葬祭



葬儀社格付機関
5つ星葬儀社認定



個人情報保護協会
会員 登録



日本海洋葬祭協会
海洋取得アドバイザー
在籍

葬祭ディレクター
専属納棺師
清品整理士
在籍

事前相談・館内見学・無料お見積り
いつでもお問合せください



一般葬 祭壇一例



家族葬 (葬祭会館) 祭壇



安置室にて故人様をお預かりいたします



火葬式 (直葬) プランもごさいます

家族葬や一日葬など お客様にあった葬儀をご提案いたします

フリーダイヤル

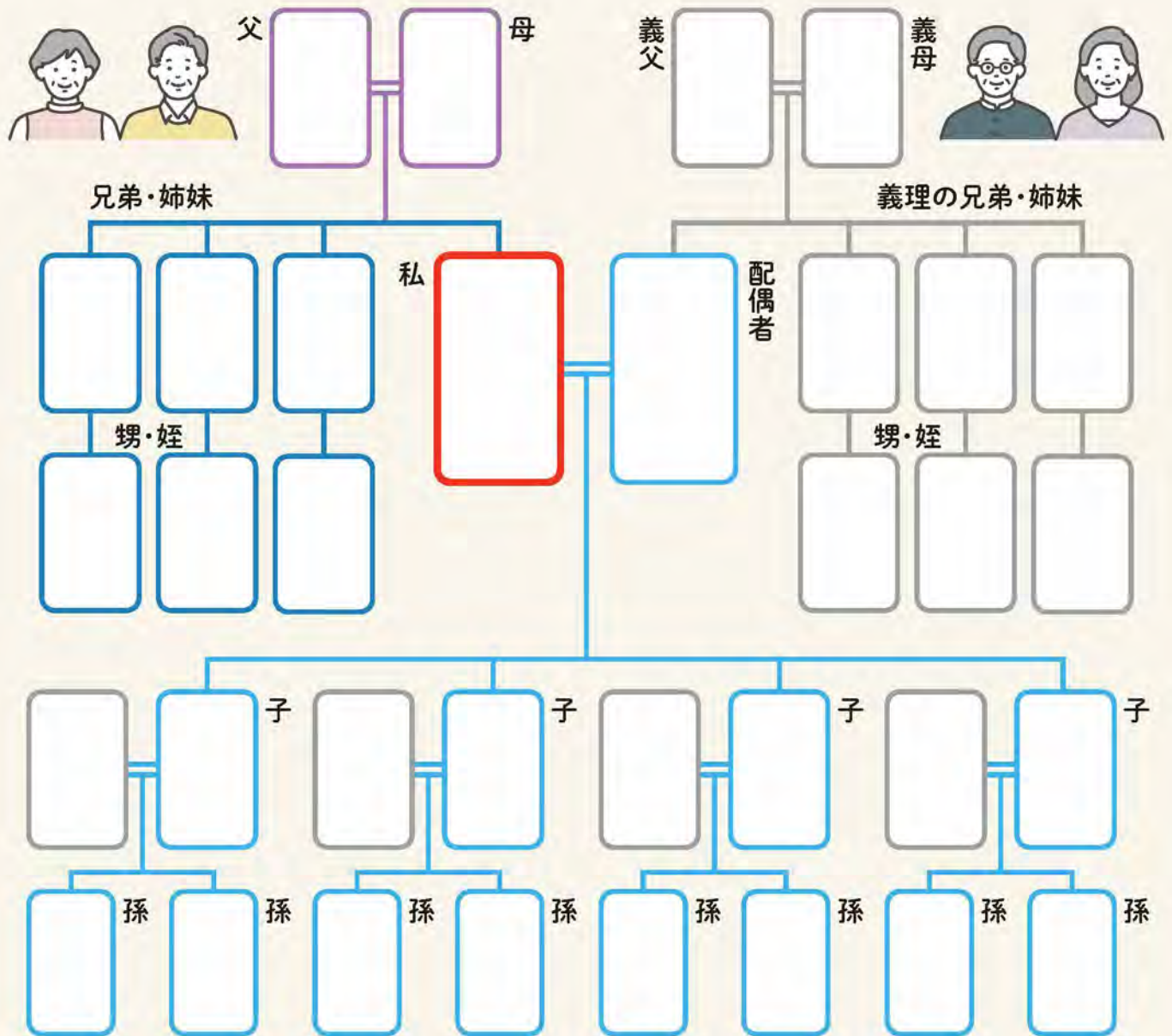
おむかえ

てんくらに

0120-06-1092

2. 家系図（思い出せる範囲で書いてみましょう）

相続人にあたる方を整理するためのものです。



3. 「わが家」のこと



※近隣との申し合わせ事項や建て替えの条件など、その他伝えておきたい事項を備考欄に書きましょう。

● 土地について

	所有地 (地番)	所有者 (共有の場合は持ち分も)	備考
1			
2			
3			

● 建物について

	所有地 (地番)	所有者 (共有の場合は持ち分も)	備考
1			
2			
3			



4. わたしの希望

現在のお住まいについて、これからどうしたいかを書いておきましょう。



生きている間

亡くなった後

〈 広告 〉

空き家の管理から解体までワンストップで行っております
空き家についてのお困りごとお気軽にご相談ください



土地活用をお考えの方へ

土地の価値を高める

伐採 抜根

出張・見積り無料

素早い対応で不安を安心へ

経験豊富な現場のプロが作業

解体/伐採/外構の一括依頼OK

(有) ヤマトヨ商店

加須市東栄 2-11-58
TEL 0480-65-5003
FAX 0480-65-5315





空き家が
活用されたね

持ち主もご近所も
みんな安心だね

羽生市 空き家の手引き

